大阪府条例第四十三号

大阪府特設水道条例の一部を改正する条例

改正する。大阪府特設水道条例(昭和三十三年大阪府条例第三十号)の一部を次のように

すように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示

以 以 以 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	投圧症
 (略) たよる立入検査に関する事務 十 前条第一項の報告の徴収及び同項の規定 一一六 (略) 1 目代 (略) は町が処理することとする。 と。)の区域に係るものは、それぞれ当該市区能勢町、田尻町、岬町、太子町及び河南町を除び富田林市を除く。)及び町(島本町、豊能町、を定めて内の区域内に存する市(大阪市図を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる第十五条 この条例及びその施行に関する事項(事務処理の特例) 	 (略) 七 第十四条第一項の報告の徴収及び同項の一―六 (略) 1 年 (略) 2 年 (略) 2 年 (略) 2 年 (略) 2 年 (2 年) 3 年 (2 年) 4 年 (2 年) 5 日 (2 年) 6 日 (2 日) 7 日 (2 日) 8 日 (2 日) 9 日

温 宝

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。